

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言を尊重した障害者総合支援法の制定・実施を求める意見書

平成21年12月、国において、障がい者に係る制度の集中的な改革を目指し、障がい者施策の推進に関し意見をまとめる障がい者制度改革推進会議が発足した。

この推進会議のもとに、障がい者、障がい者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等55名からなる障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が設けられ、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法廃止後の障害者総合支援法の制定に向けて検討を重ね、昨年8月には、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」という。）が取りまとめられたところである。

骨格提言では、平成18年に国連が採択した「障害者権利条約」と、平成22年1月に国と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との間で結ばれた「基本合意文書」を前提とし、障がいのない市民との平等と公平、谷間や空白の解消、格差の是正等の6つの目標を障害者総合支援法に求めている。また、支援の対象となる障がい（者）の範囲や利用者負担の考え方、社会的入院の解消や地域間格差是正のための国の責務等についても盛り込まれている。

この骨格提言は、障がい者本人をはじめ、障がい者に関わる様々な立場から共通する思いを取りまとめたものである。

よって、国においては、すべての障がい者が、基本的人権を等しく享受する個人として尊重される社会を実現するため、骨格提言を最大限尊重し、障害者総合支援法を制定・実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

宮崎県議会

衆議院議長	横路孝弘 殿
参議院議長	平田健二 殿
内閣総理大臣	野田佳彦 殿
財務大臣	安住淳 殿
厚生労働大臣	小宮山洋子 殿
内閣官房長官	藤村修 殿